平成２１年（フ）第９７２６号
三重県津市久居桜が丘町1730―220
破産者　草深　正明
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９７７２号
静岡県磐田市鎌田333―２
破産者　古川　久美
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９９２０号
東京都江東区北砂５丁目20―９―706
破産者　増田　時雄
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９９２１号
東京都江東区北砂５丁目20―９―706
破産者　増田　園子
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９９４２号
埼玉県飯能市大字飯能1326―１
破産者　村川　　洋
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９９７０号
東京都中野区大和町１丁目７―13―404
破産者　山内　茂揮
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０００５号
千葉県市原市島野1909―６、住民票上の住所千葉県千葉市稲毛区小仲台１丁目４―１―２―808
破産者　佐藤　英雄
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００５６号
東京都足立区扇１丁目45―16
破産者　三浦　一寿
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０２７４号
東京都北区赤羽西４丁目31―14―301
破産者　古藤　順子
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０３０３号
東京都江東区東砂３丁目３―14―４Ｆ、住民票上の住所東京都江東区東砂４丁目12―11―202
破産者　眞関　克三
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０４１５号
東京都足立区西保木間２丁目18―21―408
破産者　松川みつよ
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５０２号
東京都葛飾区東立石１丁目16―４―708
破産者　紙谷　照之（旧姓加地）
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５４１号
東京都板橋区西台３丁目56―４―501
破産者　竹下　博美（旧姓長江）
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５６７号
東京都小平市津田町３丁目11―410
破産者　高須　重男
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５６８号
東京都練馬区南大泉３丁目２―10―201
破産者　生駒　洋一
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０５７３号
神奈川県秦野市今泉632―48
破産者　川畑　恵子
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６１０号
東京都調布市菊野台３丁目12―10―201
破産者　長谷川義洋
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６４０号
東京都北区桐ケ丘１丁目２―Ｅ34―203
破産者　義城克昌こと　金　　克昌
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０６９０号
埼玉県飯能市大字赤沢80―４
破産者　黒川　浩志
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７３３号
北海道札幌市清田区平岡４条２丁目２―10　ロピア平岡Ⅱ―301、住民票上の住所北海道旭川市豊岡７条４丁目５―７　５＆２―４Ｃ
破産者　東　　潤
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７３４号
京都府京都市伏見区久我石原町２―23
破産者　中馬　正明
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７４３号
福岡県福岡市早良区飯倉３丁目24―８―102
破産者　木原　基輝
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０７４４号
東京都東大和市高木３丁目315―１―２―２
破産者　砂越　史彦
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部